

厚生労働省発薬食第 1107073 号
平成 20 年 11 月 7 日

薬事・食品衛生審議会会長
望月 正隆 殿

厚生労働大臣 舩添 要一

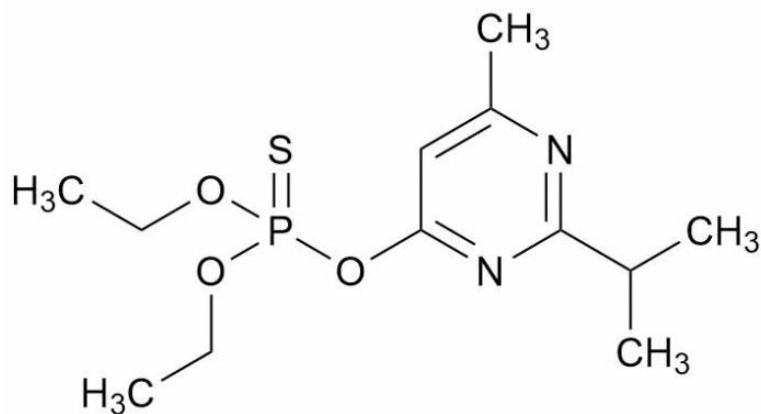
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-6-ジエチルチオホスフェイト
5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有する製剤の毒物及び
劇物取締法に基づく劇物からの除外について

2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-6-ジエチルチオホスフェイト5%
(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有する製剤の毒物及び劇物
取締法に基づく劇物からの除外について



C₁₂H₂₁N₂O₃PS
CAS No. : 333-41-5

名称 (英語名) 2-Isopropyl-4-methylpyrimidinyl-6-diethylthiophosphate
(日本語名) 2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-6-ジエチルチオホスフェイト
(別名) ダイアジノン (ISO : Diazinon)

経緯

上記2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-6-ジエチルチオホスフェイト3%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有するものを除く。は、毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第2条第1項第10号に劇物として指定しているが、今般、事業者より、5%製剤の毒性データが提出され、劇性を持たないものであることが判明したことにより、劇物から除外するものである。

用途

農薬、防疫用殺虫剤

物理的・化学的性質

別添1を参照

毒性

別添2を参照

事務局案

2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-4-ジエチルチオホスフェイト5%（マイクロカプセル製剤にあつては、25%）以下を含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英 語 名) 2-Isopropyl-4-methylpyrimidinyl-6-diethylthiophosphate (日本語名) 2-イソプロピル-4-メチルピリミジニル-6-ジエチルチオホスフェイト (別 名) ダイアジノン
CAS 番号	333-41-5
化学式	C ₁₂ H ₂₁ N ₂ O ₃ PS
分子量	304.35
物理化学的性状	
外観	無色透明液体（常温常圧）
沸点	測定不能（215℃以上で分解）
融点	測定不能
密度	1.1153 g/cm ³ (20℃)
相対蒸気密度	—
蒸気圧	11.97×10 ⁻³ Pa (25℃)
溶解性	水：60×10 ⁻³ g/L (22℃)、 オクタノール / 水 分配係数 (log P)：3.42 (24℃)
引火性及び発火性	104.4℃ (c.c.)
安定性・反応性	やや不安定。
換算係数	1 mL/m ³ (1 ppm) = 12.45 mg/m ³ [25℃]
国連(UN)番号	① 2783 (ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, SOLID, TOXIC)、 ② 2784 (ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, FLAMMABLE, TOXIC, flash point less than 23 °C)、 ③ 3017 (ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC, FLAMMABLE, flash point not less than 23 °C)、 ④ 3018 (ORGANOPHOSPHORUS PESTICIDE, LIQUID, TOXIC)
国連危険物輸送分類	① Class 6.1 (毒物)、Packing group (容器等級) I/II/III ② Class 3 (引火性液体)、Subsidiary risk 6.1 (副次危険性 毒物)、Packing group (容器等級) I/II ③ Class 6.1 (毒物)、Subsidiary risk 3 (副次危険性 引火性液体)、Packing group (容器等級) I/II/III ④ Class 6.1 (毒物)、Packing group (容器等級) I/II/III
EC / Index 番号	206-373-8 / 015-040-00-4
EU-Annex I 分類	Acute Tox. 4 (H302 : Harmful if swallowed), Aquatic Acute 1, Aquatic Chronic 1.

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂ 521 mg/kg、♀ 485 mg/kg	—
急性経皮毒性	ラット	<u>LD₅₀ : ♂ 1,666 mg/kg、♀ 876 mg/kg</u>	—
急性吸入毒性 （ミスト）	ラット	LC ₅₀ : ♂, ♀ 3,100 mg/m ³ /4hr	GLP 準拠
刺激性	ウサギ	<u>皮膚腐食性 : あり</u>	—
	ウサギ	眼刺激性 : なし	—

毒性（５％製剤）※

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ ：♀ >2,000 mg/kg	＊１ GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD ₅₀ ：♂, ♀ >2,000 mg/kg	＊２ GLP 準拠
急性吸入毒性	－	毒性データなし	－
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性：♂ なし	＊３ GLP 準拠
	ウサギ	眼刺激性：♂ 極く軽度の刺激性	＊４ GLP 準拠

※ データはいずれもダイアジノン原体 5.53％（ダイアジノン成分は分析値で 5.26％）を含有する製剤の試験結果

＊１：農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-1

＊２：農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-2

＊３：農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-4

＊４：農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-5